

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上浩太郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号）による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号。以下「公定規格」という。）について、以下の改正を行うこと。

1. 副産物等を原料として使用する肥料の規格の統合
 - (1) 副産物等を原料として使用する肥料（「副産窒素肥料」、「副産りん酸肥料」、「副産加里肥料」、「副産複合肥料」、「副産石灰肥料」、「副産苦土肥料」、「副産マンガン肥料」、「副産植物質肥料」、「副産動物質肥料」、「液状副産窒素肥料」、「液状窒素肥料」、「液体りん酸肥料」、「液状複合肥料」、「液体副産マンガン肥料」及び「液体微量要素複合肥料」をいう。以下同じ。）の規格の統合
 - (2) 副産物等を原料として使用する肥料の最低保証成分量（肥料法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「含有すべき主成分の最小量」をいう。以下同じ。）の引下げ及び保証できる主成分の範囲の拡大
2. 副産物等を原料として使用する肥料を原料として使用する肥料の最低保証成分量の引下げ
3. 「副産肥料」、「副産動植物質肥料」、「液状肥料」、「化成肥料」（肥料原料に化学的操作を行うものに限る。）、「吸着複合肥料」、「家庭園芸用複合肥料」、「魚廃物加工肥料」、「乾燥菌体肥料」、「汚泥肥料」、「水産副産物発酵肥料」、「硫黄及びその化合物」及び「菌体肥料」の原料規格

の設定

4. 汚泥等を原料として使用する肥料の規格の見直し
 - (1) 公定規格 12 の表に掲げる汚泥肥料等（「下水汚泥肥料」、「し尿汚泥肥料」、「工業汚泥肥料」、「混合汚泥肥料」、「焼成汚泥肥料」、「汚泥発酵肥料」、「水産副産物発酵肥料」及び「硫黄及びその化合物」をいう。）に分類される肥料の規格の統合又は原料規格の設定
 - (2) 食品製造工場等由来の汚泥を原料として使用する肥料の規格の設定
 - (3) 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」及び「熔成汚泥灰複合肥料」の規格の統合
5. 単一化合物である肥料の規格の見直し
 - (1) 「化成肥料」の再編による「りん酸アンモニア」、「硝酸加里」及び「りん酸加里」の規格の新設
 - (2) 「熔成りん肥」、「硫酸加里苦土」及び「なたね油かす及びその粉末」の最低保証成分量の引下げ
6. カルシウムを保証できる主成分に追加する改正
7. 硫黄を保証できる主成分に追加する改正
8. 公定規格 4 の表に掲げる有機質肥料に分類される肥料が保証できる主成分の範囲の拡大
9. 「硫酸カルシウム」の規格の新設
10. 化成肥料等（「化成肥料」及び「配合肥料」をいう。）に使用できる原料の拡大
11. 混合系肥料（「混合窒素肥料」、「混合りん酸肥料」、「混合加里肥料」、「化成肥料」、「配合肥料」、「混合動物排せつ物複合肥料」、「混合堆肥複合肥料」、「混合汚泥複合肥料」、「成形複合肥料」、「混合石灰肥料」、「混合苦土肥料」、「混合マンガン肥料」及び「混合微量要素複合肥料」をいう。）に使用できる原料として「副産肥料」等を規定
12. 「苦土肥料」が保証できる主成分の範囲の拡大及びこれに伴う名称変更
13. 「硫酸苦土肥料」の水溶率の規格の設定

